



## 7 フランス契約法における環境債務

マチルド・ブトネ  
訳：大澤逸平

- I はじめに
- II 環境に関わる情報提供義務
  - 1 主観的な環境関連情報
  - 2 客観的な環境関連情報
- III 環境に関わる給付義務
  - 1 環境に関するリスクの分配
  - 2 環境に関するリスクの低減
- IV 結 論

### I はじめに

#### (I) 状況確認

いくつかの主要な著作を読めばわかるように、契約法において、法的な債権債務関係 (obligations juridiques) とは債権者と債務者を結合する法的関係であって<sup>(1)</sup>、さまざまな視角から把握されうるものである。たとえば、与える債務・なす債務・なさない債務という区別による債務の対象という視角、手段債務と結果債務という区別による債務の射程という視角、あるいは契約準備段階の債務と契約上の債務という区別による債務の性質という視角、さらには、その債務が法律、判例、実務あるいは学説の体系化作業のいずれか

(1) M. Fabre-Magnan, Droit des obligations, 1-Contrat et engagement unilatéral, PUF 2012, 3<sup>e</sup> éd., p. 2.

ら発生したのかという発生原因による視角がある。もっとも、債権債務関係が、規律の適用範囲、すなわち衛生問題、労働問題、科学技術といった個別の分野への適用という視角から把握されることは全くない。したがって、債権債務関係が環境分野における契約関係との関連性を有するにもかかわらず前記の各種の視角において列挙されていないことは、ほとんど驚くには値しない。

## (2) 真相

しかしながら、よくよく観察すると、環境分野において契約当事者に適用される債権債務関係は、量的にも質的にも大きなものとなっており、新たな概念の下で分類し直すことが可能である。すなわち、契約関係において環境に関する情報(donnée)を捕捉するための環境債務(obligation environnementale)という概念である。この概念は、環境債務の多様性と独自性を際立たせることになる。

## (3) 環境債務の多様性

この多様性は、体系化されたものではないので、いくつかの法律<sup>(2)</sup>や判例<sup>(3)</sup>、実務を検討することを通じてはじめて姿を現すものであり、検討対象にはさらに学説も含まれる。学説も、関係する争訟<sup>(4)</sup>にコメントするという形でこの新たな契約上の現象に次第に関心を寄せているのである。かかる検討を行うと、一見して、雑多であるという印象を受ける<sup>(5)</sup>。たとえば、不動産売買・賃貸借における環境に関連する情報についての多様な提供義務に加

(2) 消費関係や環境への公害に関連する不動産関係におけるものである。

(3) とりわけ〔破毀院〕第三民事部から出される判例である。

(4) 環境に関する情報提供義務を定める環境法典L. 514-20条の適用をめぐる争訟や同法典L. 512-6-1条から生じる原状回復義務が帰結する契約上のリスク負担に関する争訟の重要性をとりわけ参照のこと。また、環境に関する私法関係の批評の多くも、環境債務に紙幅を割いている。

(5) かかる序論的なアプローチとして、M. Boutonnet, Le contrat et le droit de l'environnement, RTD civ. 2008/1, p. 1.

えて、企業譲渡の場合に当事者間で定める環境に関連する負債の担保義務があり、最近では、取引法において、企業が取引先との間で定める、いわゆる「持続可能な発展」条項から生じる義務もある。以上から明らかになる多様性は、より接近して観察することにより、契約の分野、契約の種類、債務の源泉そして債務の機能という観点からの体系化へと駆り立てる。契約の分野についていえば、かかる債務は、消費、不動産、企業間取引において見られる。契約種類についていえば、かかる債務は売買契約、賃貸借契約、消費契約、請負契約、供給契約などで適用されるものであり、これらの契約は国内間のものであることも国際間のものであることもある。債務の源泉について言えば、かかる債務は〔環境保護のための〕特定危険施設（ICPE； installation classée pour la protection de l'environnement）について立法者が義務づけた情報提供義務<sup>(6)</sup>の例が示すように、法律を根拠とする場合もあるし、契約に組み込まれた様々な環境に関する条項の例が示すように、実務のプラクティスを根拠とする場合もある。債務の目的については、二つのものがある。情報提供義務や不動産売買において汚染が発見された場合のリスクを移転する債務のように、環境リスクを管理することを目的としているように見える債務がある。また、そうではなく、直接に環境を保護する意思を宣言する債務もある。たとえば、契約条項に定められた汚染除去や環境保護の行動を義務づける債務である。

#### (4) 独自性

このような機能の二元性から、環境法及び契約法における環境債務の独自性が生じる。

#### 一方で、環境法において

想起しなければならないのは、契約が環境法分野で馴染みのないものというわけではない、ということである。むしろ逆に、〔環境法の〕教科書は、

---

(6) 環境法典 L. 514-20条。

環境保護の手段の中でも契約が持つ重要性に光を当てている<sup>(7)</sup>。ここで注目されるべきは、〔環境を保護するための〕行政警察的な規律と同一の目的を達成するための根拠としての契約である。しかし、環境債務の発見は、問題を、根拠及びその目的という観点から分析することを可能にする。環境債務〔の存在〕が示すのは、環境を保護する新たな手段が、いわゆる環境契約 (contrat environnemental)、すなわち環境保護の使命を果たすための契約のみに存するのではなく、環境債務を含む限りにおいて売買契約や役務提供契約などの非環境契約にも存するということである。さらに、環境債務〔の存在〕は、次のことを認めるよう促す。すなわち、環境法とは、「環境保護のための」法<sup>(8)</sup>だけではなく、環境リスクの契約的な管理を通じて個人の利益を志向する法をも含むのである。

#### 他方で、契約法において

〔契約法の〕規律は優れて個人主義的であって、意思の自律及び契約自由を賞賛するものであるから、本質的に当事者の利益の満足を目的としている<sup>(9)</sup>。しかしながら、環境債務は、一般利益を把握するだけでなく公序の拡大を反映するという意味において、注意すべきものである。実際、環境保護的な考慮から、環境債務の一部は、一般利益の満足以貢献しようとしている。したがって、環境債務は、個々の利益を超えて一般利益と契約が結び結ぶ緊密な関係を力強く証明している<sup>(10)</sup>。言い替えば、契約の一般利益への

(7) A. Van Lang, *Droit de l'environnement*, PUF 2<sup>e</sup> éd., n° 50. 併せて参照, N. Hervé-Fournereau (dir.), *Les approches volontaires du droit de l'environnement*, PUR 2005 ; P. Lascoumes, *Négocier le droit de l'environnement*, GAPPP CNRS 1990 ; C. Giraudel, *La protection conventionnelle des espaces naturels*, PULIM 2000.

(8) S. Maljean-Dubois, *Quel droit pour l'environnement*, L'Harmattan, p. 7の表現である。

(9) これについての検討は, Boutonnet, art. préc.

(10) M. Mekki, *L'intérêt général et le contrat*, contribution à une étude de la hiérarchie des intérêts en droit privé, LGDJ 2004, préface J. Ghestin.

統合が、契約が一般利益によって提示されている各種の要請に従わなければならないという意味においていかに学理上の問題であるかということだけでなく、契約がそれ自体として一般利益へと至るための同意を示しているという意味において実践的な問題であるということも環境債務は示しているのである<sup>(11)</sup>。加えて、契約関係において義務づけられていることによって、環境債務は、契約関係を枠付け方向付けている公序が更新されていることを明らかにしている<sup>(12)</sup>。今後、契約当事者は、家族や個人といった社会の支柱を保護するための古典的公序や、社会的な有用性に適合的な方向に契約関係を向かわせるような経済的公序に加えて<sup>(13)</sup>、人だけでなく自然をも保護するための環境保護的な使命を持つ規律を含む環境的公序を斟酌しなければならないのである。

#### (5) 現象の大きさ

このように、契約法における環境債務は、その多様性と独自性によって、その姿を明らかにされるべきである<sup>(14)</sup>。この目的を達するために、様々な体系化の方法がありうるだろう。[たとえば、]環境債務が存在する分野に着目した体系化や、環境債務が存在する契約の別に着目する体系化、あるいは当事者間で環境に関するリスクを管理することと一般利益のために環境を保護することとのいずれを目的とするかによる体系化もあり得る。しかし、かかる契約上の現象やその根底にある環境的公序という問題の大きさを把握

(11) この区別が著者のテーゼ〔前注に掲げたメキのテーゼを指す〕の核心であり、同テーゼの二部構成を正当化するものである。より正確に言えば、学理的・実践的な統合は、各種利益の序列の内部で生じるものである。

(12) M.-P. Lavoillette, Contribution de la technique contractuelle à l'ordre public, in *L'ordre public écologique*, dir. M. Boutelet et J.-C. Fritz, Bruylant 2005, p. 302.

(13) F. Terré, P. Simler et Y. Lequette, *Droit civil, Les obligations*, Précis Dalloz 10<sup>e</sup> éd., 2009, n° 377.

(14) 〔筆者の指導する博士課程の学生である〕L. Fériel氏による *Les obligations environnementales en droit des contrats* と題するテーゼが執筆中である。

するためには、契約全体を検討し、契約の発生から消滅に至るまでの一連の流れ、すなわち締結から履行までの全過程における環境債務の影響力を観察することがより適切である。その意味で、まず契約締結時に義務づけられる環境に関する情報提供債務に関する検討を行う（II）が、これはさらに契約履行時において生じる環境に関わる給付義務に関する検討によって補完されなければならない（III）。

## II 環境に関わる情報提供義務

### 情報提供義務の変容

環境に関する情報が契約準備段階における情報提供の対象になったとしても、それ自体は驚くべきことではない。かかる情報は、契約当事者の同意にとって決定的なものである以上、契約法において認められる情報提供義務のリストに加えられることは可能であるように思われる<sup>(15)</sup>。環境分野において、しかしながら驚くべきは、情報それ自体の性質の変化である。〔従来からある〕主観的な環境関連情報（1）だけでなく、今後は客観的な環境関連情報（2）が加わっている。

### 1 主観的な環境関連情報

#### (1) 「環境に関する」情報

主観的な環境関連情報とは、ここでは、契約の目的物としての財（bien）についての環境に関わる情報であって、契約当事者の個人的利益に関わるものという意味で用いている。古典的には、情報〔提供義務〕は、それが財産上・非財産上重大な影響を持つ場合に、契約当事者に契約する決断を行うにあたっての本質的要素について知らしめることを目的とする。ここでの「環境関連」情報とは、契約当事者をとりまく環境や人々、すなわち契約当事者が生活する場所やその近隣についてのものである。たとえば、土地の買主

(15) とりわけ参照, M. Fabre-Magnan, op. cit., p. 327 ; F. Terré, Ph. Simler et Y. Lequette, op. cit., n° 258 s.

は、この土地が汚染されているか否かや、汚染の程度について、土地の金銭的価値を害するものだけではなく〔健康を害するものについても〕、知るべき利害関係を当然に有している。この目的のために、根拠が法律にあるか、それとも判例にあるか、という情報提供義務についての二分法が再発見される。ここで想起されるべきは、前者の場合、かかる「特別な」情報提供義務は、立法者によって指示された明確な要素について情報を提供するものであるのに対し、後者の場合、契約当事者が必ず知っておくべき情報について判事が発見したものである、ということである<sup>(16)</sup>。環境に関する情報についても、立法者が命じた多数の環境に関する情報提供義務に加えて、裁判官が立法によって命じられた以外の情報について発見し、これについての判例を発達させている。かかる判例は、その未来についての検討を呼び起こすものである。

## (2) 特別な情報〔提供義務〕

特別な情報提供義務とは、とりわけ不動産の環境に関わる品質 (qualité) についてのものであって、かかる品質は、とりわけ金銭的な、あるいは安全にかかわる理由によって契約当事者の同意に影響を与えうるものである。よく知られた例としては、不動産売買において交付されるべき技術的診断書類一式に含まれている、その不動産の自然的・技術的リスクやエネルギー効率などの様々な情報<sup>(17)</sup>や、当該土地上の過去における特定危険施設の存在や、それによって生じるリスクであり<sup>(18)</sup>、これはとりわけ化学物質や放射性物質の取り扱いや保管によってリスクが生じる場合に妥当することである<sup>(19)</sup>。こ

(16) F. Terré, Ph. Simler et Y. Lequette, op. cit., n° 257.

(17) 建築住居法典 L. 271-4-II 条, J. Lafond, Les diagnostics immobiliers, Litec 2008 を参照。

(18) M. Boutonnet, Information environnementale et cession d'un site pollué, in Sites et sols pollués : enjeux d'un droit, droit en jeux, dir. M.-P. Blin-Franchomme, Litec, p. 203. X. Lièvre et A. Dupie, Teneur de l'obligation d'informer de l'article L. 514-20 du Code de l'environnement, JCP E 2005, p. 2062.

(19) 環境法典 L. 514-20条 2 項 [「売主が特定危険施設の利用者である場合、買主に



ここで注目されるのは、かかる情報提供義務の強力さと範囲の拡大である。強力であるというのは、この義務の拘束力が当事者の性質にかかわらず生じるものだからである。情報〔提供義務〕は、法律によって指示された契約の相手方に課せられ、それは彼が伝えるべき情報を知っているかどうかにかかわらない。ここでは、当事者間の不平等を是正するかどうかの問題というよりも、契約締結にとって決定的な情報を与えているかどうかの問題なのである。加えて、かかる情報提供義務は強制的なものであって、対象となる情報は文書で提供されなければならない、直接立法者によって定められた、解除や代金の減額、さらには土地の汚染除去と言ったサンクションを伴うことがある<sup>(20)</sup>。〔また、〕範囲の拡大についていえば、その一例としては、かかる義務の一部〔の適用範囲〕が売買契約だけでなく賃貸借契約にも拡大していることが挙げられる<sup>(21)</sup>。ここでとりわけ想起されるのは、エネルギー効率についての調査〔に関する情報〕である<sup>(22)</sup>。これらの情報提供義務の強化は、契約当事者の契約への同意において環境に関する情報が占める重要性を、ひいては立法者が環境に関わるリスクについて契約上管理する条項を強化しようとしている方法を示すものである。したがって、かかる特別な情報〔提供義務〕が、一般的な情報〔提供義務〕によって保管されているのはほとんど驚くに値しない。

---

対して、書面で、売主の活動が化学物質・放射性物質と関連するかどうかを、1項の場合と同様に伝達するものとする。売買契約書がかかる様式を具備したことの証明となる。〕。〔なお、1項は次のように規定する。「許可及び登録のある特定危険施設が土地上で稼働していた場合、当該土地の売主は、このことを買主に書面によって通知するものとする。また、売主は、かかる稼働によって生じる重大な危険及び不利益についても同様に、買主に伝えるものとし、このことは仮に買主が知っていたとしても同様である。〕

(20) 環境法典 L. 514-20条 3項〔1項・2項が満たされない場合には、買主は契約の解除もしくは代金の一部返還のいずれかを選択することができる。また、買主は、売主の負担による土地の汚染除去をもとめることもできるが、これは代金額と汚染除去費用が均衡を欠くものでない場合に限る〕。

(21) O. Heergerber, Les nouvelles obligations pesant sur les rédacteurs d'actes de vente ou de bail, JCP N 2004, p. 1374.

(22) 建築住居法典 L. 134-2条。

### （3） 一般的な情報〔提供義務〕

一般的な情報〔提供義務〕とは、一般法、とりわけ詐欺（dol）へのサンクションに由来するものであって、したがって判事の行動、すなわち判事が何を契約当事者が知っておくべきものと判断するかに依存する。ここでは、立法者によって指定されていない環境に関する情報が、それにもかかわらず判事によって本質的に重要であると判断されるのであり、その意味で判事の役割は大きい。この点、たとえば、破産院は、取得する不動産の近傍に特定危険施設が存在することは、買主が知らされておくべき要素に当たると判断している<sup>(23)</sup>。ここからは、特別な情報提供義務と一般的な情報提供義務との相互補完性が導かれる。すなわち、取得する土地に過去に〔環境保護のための〕特定危険施設が存在していたことについて情報提供する〔特別〕法上の義務への違反を買主は援用できないとしても、一般法に依拠してかかる情報の重要性を主張することができるのである。もちろん、このような相互補完性には限界がある。というのも、かかる義務を発動させるためには、詐欺と認められるための要件を満たすこと、すなわち物質的、精神的そして心理的要素の証明が必要だからである。判事が情報提供の適切さについて評価する専権を有しているだけでなく、売主はその情報を知っているときのみ提供することを義務づけられるにすぎない——職業的売主だけが反証を許さない形でその情報を知っていたものと看做される——し、買主は、その情報を知らなかったことだけでなく、その情報が契約に同意するに際して決定的な性質を持つことを証明した場合にのみ〔情報提供義務の〕債権者となる<sup>(24)</sup>。〔さて、〕いずれにせよ、判事が、環境関連情報が本質的に重要であると判断した場合には、この情報は買主が知っておくべき情報の一部を構成する可能

(23) Cass. 3<sup>e</sup> civ. 7 nov. 2007, n<sup>o</sup> 06-18.617, F.-G. Trébulle, D. 2008, panorama, p. 2390 ; Environnement 2008/1, p. 28, J.-M. Février ; JCP N. 2007/12, p. 1, M. Boutonnet ; Cass. 3<sup>e</sup> civ., 25 mai 2011, n<sup>o</sup> 09-16.677, v. Contrats-Concurrence-Consommation 2011/08, comm. 184, L. Leveneur, RDC 2012/3, chronique Contrat et développement durable, M. Boutonnet, p. 908 ; Cass. 3<sup>e</sup> civ., 29 oct. 1974, n<sup>o</sup> 73-11.901 ; Cass. 3<sup>e</sup> civ., 9 mai 2001, n<sup>o</sup> 99-21.397.

(24) 格好の例として、CA Orléans, 16 janv. 2006.

性を持っていることになる。環境関連情報提供義務の未来は変容して行くこととなるだろう。

#### (4) 環境関連情報〔提供義務〕の未来

判事の行動によって、環境関連情報提供義務の適用範囲は拡大するだろう<sup>(25)</sup>。たしかに、契約当事者が何を知っておくべきかを判事がどのように考えるかによって状況は変わるのだが、将来においては、環境保護の重要性が社会的に認められることが、判事をして適用範囲の拡大に向かわせ、提供すべき環境関連情報のタイプについて洗練させていくことも考えられる。ここでは、人間の生において環境的な質が占める重要性に向けられた各種の価値の増大が、法を創出する力となっている。具体的には、情報〔提供義務〕の対象は、単に金銭上・健康上生じる明白な結果だけでなく、環境関連情報についての非金銭的側面、すなわち良質な環境の中で生きるという素朴な利益についても包含するようになるだろう。かかる変化は、法的な基盤を伴っていればより実現の可能性が高い。環境憲章が「すべての人が、バランスがとれ、それぞれの健康を尊重した環境の中で生きる権利」（1条）を認めているが、それに加えて、ヨーロッパ人権裁判所は、人権としての環境権に優越的な地位を与えている<sup>(26)</sup>。同裁判所は、悪臭による公害の場合について、生命への権利（2条）及び私生活及び家族を尊重される権利（8条）を介して、「環境への重大な侵害は、仮に人の健康に重大な危険を与えないとしても、人の幸福に悪影響を与え、住居の利用を奪い、もって私生活や家族生活を侵害するものである」と認めた<sup>(27)</sup>。したがって、財の買主は、金銭的損失やあり得る健康への侵害の証明を要求されることなく、環境関連情報が彼の幸福に影響

(25) 公証人による産業分野における拡大の提案として、Développement durable, Un défi pour le droit, 104<sup>e</sup> congrès des notaires de France, Nice 4/7 mai 2008, ACNF, p. 515.

(26) J.P. Marguénaud, Les droits fondamentaux liés à l'environnement, *in* L'efficacité du droit de l'environnement, O. Boskovic (dir.), Dalloz, Thèmes et commentaires, 2010, p. 83.

(27) Lopez-Ostra c/Espagne, 9 déc. 1994, obs. J.P. Marguénaud, RTD civ. 1996, p. 507.

を持つものであるという事実だけを主張すればよい。結局、ここでは契約の環境的基本権化現象を見いだすことができるだろう<sup>(28)</sup>。これによって、人権としての環境権から、生命の質に結びつけられた環境に関するいくつかの新たな情報提供義務が導出されるという現象が導かれる。結局ここにはひそかに、環境に関する主観的な情報提供義務から客観的な情報提供義務への回路が見出されるのである。

## 2 客観的な環境関連情報

### (1) 環境関連情報〔提供義務〕の客観化

主観的な情報〔の提供義務〕とは別に、より環境自体に関連する情報〔の提供義務〕が生まれていることに気づく。かかる情報〔提供義務〕は、隣人ではなく自然という意味での環境への侵害をもたらしうる情報について気づかせるものである。〔すなわち、〕「環境についての」情報〔というカテゴリー〕とは別に、「環境のための」情報〔というカテゴリー〕が加わっているのである。ここから、契約準備段階における情報〔提供義務〕の客観化現象を導くことができる。かかる現象は、近時民事責任法で行われた変化、すなわち属人的に生じる——金銭的・非金銭的——影響を超えた環境損害 (dommage écologique) の承認を想起させずにはおかない。

### (2) 情報〔提供義務〕の目的

かかる変化は、当事者の利益の範囲内で環境に関わるリスクを契約上管理するという以上に、一般利益の下で環境保護をもたらすという意味で、取るに足りないものとは言えない。情報提供義務は、伝統的には、契約締結から生じる属人的リスクを気づかせることによって契約当事者が熟慮の上の選択を行うことができるようにするためのものだったが、情報提供義務の内容の変化は、環境保護についての社会制度上・政治上の選択を契約当事者に行わせることになる。このことは、かかる客観的情報提供義務が現在において適用され

(28) 契約の基本権化については、J. Rochfeld, De la fondamentalisation du droit des contrats, RDC 2003/1, p. 17.

る二つの領域が示すところである。その二つとは、消費〔契約〕と不動産〔契約〕である。

### (3) 消費

最終消費は、環境公害をもたらす分野として、契約準備段階における情報提供義務の増大と関係する<sup>(29)</sup>。家庭用電化製品を買う場合、製造者はその製品の使用がもたらすエネルギーやその他の資源の消費量について表示する義務を負い<sup>(30)</sup>、また運送役務の購入の場合には、「かかる役務の給付を実現するために利用される手段によって排出される二酸化炭素の量について」表示しなければならない<sup>(31)</sup>が、より一般的に、消費法典L. 112-10条1項によれば、「2011年7月1日以降、また関係する一連の流通過程の関係者全体の協議を経たのちに、少なくとも1年間の期間をもって、消費者に、適切な方法によって、製品や梱包に使われる二酸化炭素含有量、及び自然資源の消費量や製品の流通過程においてその製品を原因として生じる自然環境への影響について知らせる実験を行うこととする」とされている。この実験段階になれば、100前後の企業が結集した複数の産業分野において自主的な広告が行われ<sup>(32)</sup>、また〔企業や団体などの〕関係者からの報告書が提出され、その後時間をおかずに、議会は消費法における環境に関する表示を一般化する法律についての投票を行うことになる。さて、消費用における環境に関する新たな情報提供義務が打ち立てられたことは、些末な問題ではない。一方で、一部

(29) 消費法における環境に関する情報〔提供義務〕について、M. P. Blin-Franchomme, *Le droit économique au soutien de la protection de l'environnement, les apports de la loi Grenelle 2 dans la gouvernance des entreprises et des consommateurs*, RJE 2012, n° spécial, p. 135 ; G. Jazottes, *Faire du consommateur un acteur du développement durable*, RLDA 2010/09, n° 52, p. 81.

(30) Dir. n° 92/75/CEE du 22 sept. 1992.

(31) Art. 228-II de la Loi Grenelle II, n° 2010-788 du 12 juillet 2010.

(32) 環境・持続可能な発展・エネルギー省 (MEDDE ; Ministère de l'écologie, du développement durable et de l'énergie) のウェブサイト上にある「環境に関する広告実験一覧表 (Bilan de l'expérimentation de l'affichage environnemental)」の報告による。〔<http://www.developpement-durable.gouv.fr/-Experimentation-de-l->

の情報〔提供義務〕は、消費者の個別の利益を保護するためのものである。たとえば、エネルギー消費に関する情報によって、消費者は節約をしようとするのが可能になり、結果として自身の金銭的利益を守れるようになる。しかし他方で、何よりも、消費者が、製品を買うことによって自分に生じる影響だけではなく、直接環境について与える影響についても熟慮した上での選択を行うことができるようになるような情報もある。したがって、消費者の契約への同意は、自身の利益のみならず一般利益の保護についての政治的選択を包含するものとなるのである。ここから、「活動主体としての消費者 (consommacteur)」<sup>(33)</sup> という観念が生じる。

#### (4) 不動産

以上の〔客観的情報提供義務に関する〕状況は、不動産の分野でさらに推し進められている。近時、環境に関する付表<sup>(34)</sup>という新たな規定が、2010年7月2日の第二グルネル (Grenelle) 法<sup>(35)</sup>及び2011年12月30日の同法施行デクレ<sup>(36)</sup>によって設けられ、環境法典 L. 125-9条に挿入された。第二グルネル法は、2000平方メートル以上の商業施設・オフィスに利用される不動産の賃借人・賃貸人に、相互に建物のエネルギー消費についての情報を提供することを義務づけている。賃貸人は建物に備え付けられている設備、とりわけ暖房設備のエネルギー消費と廃棄物の取り扱い、年間のエネルギー・水の消費量や建物で生じる廃棄物の量について表示し、他方で賃借人は、当該建物の

affichage,4303-.html において、かかる広告実験についての情報がまとめられている。]

(33) この表現については、M.-P. Blin-Franchomme, op. cit. [consommacteur は、consommateur (消費者) と acteur (行為者、主体、主役) を合成した造語である]

(34) J.-B. Gouache, L'annexe environnementale est obligatoire à partir du 1<sup>er</sup> janvier 2012, RLDA 2010/9, n° 52, p. 25 ; M. Boutonnet, L'information « pour l'environnement » dans l'intérêt général, RDC juillet 2012, p. 919 ; B. Wertenschlag, Le bail vert, AJDI 2010, p. 693) ; G. Durand-Pasquier, Baux de locaux de plus de 2000 m<sup>2</sup> à usage de bureaux ou de commerces, précisions sur le contenu de l'annexe environnementale, Constr-Urb. 2012/02, alerte 14.

(35) L. n° 2010-788, JO 12 juillet 2011.

(36) D. n° 2001-2058, JO 31 déc. 2011.

使おうとする用途について環境に関わる情報を提供する。ここでも、両当事者の金銭的利益の保護を超えて、環境の保護が問題になっているのである。さらに興味深いことに、立法者が当事者に対して、提供された情報に徴して一覧表を作成し、これに基づいて作成した「賃貸借の目的物である建物及び土地のエネルギー効率を向上させるための行動計画に沿って」活動することを義務づけていることである。環境に関する情報が提供されるのは、明らかに環境保護のための積極的な行動を促すことが目的なのである。ここからは、情報提供義務の環境保護のための有用性を導くことが出来る。すなわち、契約準備段階における環境に関する情報提供義務について立法によって規定を設けることは、「川上」にあるものであって、これによって「川下」において、環境保護的な行動をとる契約上の義務を創出するのである。

### (5) 将来

ここでは契約当事者が、自身が契約へ同意することによって環境保護の重要な活動主体となるという機能性が認められるが、これはさらに法律において促進されている。事実、環境憲章2条及び3条によれば、各自は環境保護に参加し、自身が環境に対してもたらしうる侵害を行わないようにする義務を負う。したがって、環境に関する情報〔提供義務〕は、かかる義務を具体化する目的において増大しうるのである。主観的な情報〔提供義務〕が情報への権利から生じるのに対して、客観的な情報提供義務は、保護する義務を根拠として発展するものであり、これに貢献する契約上の義務によって具体化される。さてここで、現在大きく拡大している別の環境に関する義務に移ろう。これらは、環境に関わる給付義務と命名して再編成しうるものである。

## III 環境に関わる給付義務

### 環境的給付の二重性

情報提供義務は今後、契約当事者の利害との関係においても一般利益との関係においても、当初のような、環境関連情報を捕捉するための唯一の手段

ではない。かかる〔環境関連情報を捕捉する〕傾向は、当事者によって定められた給付を決定する契約上の債権債務関係についてもなお存在する。契約上の債務は、いくつかの債務を再編成することによって、環境に対する二つの意味での把握を示すものである。すなわち、債務は、当事者の利益の間で環境に関するリスクを分配するだけでなく（1）、一般利益との関係でかかるリスクを減少させるものである（2）。

## 1 環境に関するリスクの分配

### (1) 環境に関するリスク分配のための各種債務の多様性

契約は多様な契約上の債務を生み出しうるものであって、契約当事者に金銭的な影響を引き起こしうるリスクとしての環境に関するリスクを誰に課すかを決定することが出来る<sup>(37)</sup>。しかしながら、かかる多様性にもかかわらず、契約自由によってリスク配分が抑制されうる。

### (2) 法律に定めのある任意的な契約上の義務

第一に、環境的な給付を命じる債務は、法律に基づく一般契約法の適用によるものである。この場合において、ごく伝統的には、法律によって契約に命じられる債務は、その広い適用対象によって、環境に関する情報を把握することが可能であり、かかる情報が示唆するリスクを管理することを可能にする。これは単に契約上の義務の環境的な色づけである。一方で、このことはたとえば、民法典1603条が規定する引渡し義務についていえるのであって、かかる義務は契約条項に適合的な形で〔目的〕物及び従物を引き渡すことを売主に義務づけるものである。かかる義務によって、とりわけ売主と買主に、最終的に誰が土地に存在していた汚染に関する結果を負担するかを決定することが可能になる。たとえば、破産院は、汚染されていないと表示さ

(37) G. J. Martin, Les risques tenant à la pollution des sols, RD imm. 1997, p. 559 ; F.-G. Trébulle, Les conventions portant sur un transfert d'immeuble, BDEI 2007/10, supl 10. Congrès des notaires préc. « L'approche contractuelle de la pollution des sols », p. 515 s.



れた土地の売買は、全く汚染されていない土地の引き渡しを意味するものだと判示した。したがって、汚染のリスクは売主が負担することになる<sup>(38)</sup>。このことは、民法典1641条に規定されている瑕疵担保責任についても当てはまる。同条は、「売主は、売却物が予定した使用に不適當となるような、又は買主がそれを知っていた場合には取得しなかったか、より低い価格しか与えなかったであろうほどにその使用〔価値〕を減少させるような隠れた欠陥を理由として、担保責任の義務を負う。」と規定する。これについて、破毀院は、土地の「汚染量」が瑕疵を構成しうること、かかる瑕疵が売主に先立つものであって買主がこれを知らなかったことと目的物が予定されていた用途に適切でなくなったことを証明することを要件として解除や代金減額が導かれることを認めた<sup>(39)</sup>。したがって、この点について言えば、判事は、契約当事者が当該土地について行おうとしていたことと汚染とが両立するかどうかを確認しなければならないのである。

### (3) 当事者の意思

第二に、環境に関する給付を命じる債務が、直接当事者の意思を源泉とすることもある。法律に定められた義務に加えて別の義務を追加したり、これに反する内容にしたり、さらにはかかる義務が適用されない場合——とりわけ不動産取引における瑕疵担保責任において——にこれを補完したりするために、当事者は、契約自由の下で、環境に関するリスクに関連する金銭的影響を分配することを可能にする債務を自ら定める。実務や争訟事案を見ると、多様な債務があることがわかる。〔たとえば、〕一定の制約はあるが<sup>(40)</sup>、

(38) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 29 fév. 2012, n<sup>o</sup> 11-10.318, Environnement 2012, comm. 56, M Boutonnet ; Contrats-Concurrence-Consommation 2012, comm. 117, L. Leveneur ; M. Mekki, RDC 2012/4, p. 1306.

(39) Cass. 3<sup>e</sup> civ., 8 juin 2006, n<sup>o</sup> 687 FS-PB, JCP N. fév. 2007, 1046, p. 12, A. Dupie et X. Lièvre, Environnement 2006/12, n<sup>o</sup> 134, M. Boutonnet. [民法典1641条の訳語は、法務大臣官房司法法制調査部編・フランス民法典——物権・債権関係——(法曹会, 1982)によった。]

(40) この条項は、事業者と消費者との間の契約の場合及び売主が悪意の場合には無効となる。

瑕疵担保責任を免除する条項を置き、その結果として取得者に環境に関するリスクを負担させることも可能である<sup>(41)</sup>。また、かかる全体的・部分的リスク負担が、実務上一般に次のような条項の形を採る責任免除条項<sup>(42)</sup>から生じることもある。すなわち、買主は土地を現状で取得するものであって汚染がある場合に売主に対して負担を求めることを放棄する条項、株式譲渡の場合において、一定の物理的・一時的条件の下で<sup>(43)</sup>、汚染除去措置によって生じる金銭的負担を誰が負担するかということを決するための負債担保条項<sup>(44)</sup>、あるいはより直截に、契約条項によって想定されていたよりも高いレベルでの土地の汚染除去措置が行われた場合に売主と買主のいずれが汚染除去費用を負担するかを決する条項である<sup>(45)</sup>。

#### (4) 契約自由の桎梏

もっとも、以上のような創造性は、機能不全を露呈することもある。一方で、契約当事者がリスク分配を想定していたとしても、この問題についての情報〔提供義務〕違反がかかるリスク分配を抑制する場合がある。売主が汚染について知っている場合には詐欺と性質決定され、汚染によって生じる影響について買主が負担すると定めた約定はすべて適用できなくなる。とりわけ、環境法典 L. 514-20条が特定危険施設について定めているような、強行規定によって命じられている情報提供義務の違反は、契約の解除や代金減額、さらには土地の原状回復を常に導くことになる。他方で、契約当事者

(41) 買主が悪意の場合に条項が無効となることについては、Cass. 3<sup>e</sup> civ. 27 mars 2007, Environnement 2007, p. 31, comm. 131 ; JCP N 2007, 1253, p. 15, X. Lièvre et A. Dupie を参照。

(42) G. J. Martin, op. cit., p. 559.

(43) L. Mitrovic, La maîtrise du risque environnemental dans les cessions de droits sociaux, D. 2002, p. 2266.

(44) G. Angeli, La garantie de passif dans les cessions de sites industriels, RJE 1996/3, p. 307, F.-G. Trébulle, Les passifs environnementaux, Gaz. Pal. 20 mai 2010, n<sup>o</sup> 140, p. 63 ; Congrès des notaires préc. « L'approche contractuelle de la pollution des sols », p. 557 s.

(45) CA Paris Pôle 4, Ch. 1, 1<sup>er</sup> déc. 2011, n<sup>o</sup> 10/10938.

は、契約外にあって契約当事者には左右できない環境に関する法律上の義務を斟酌しなければならない。それはたとえば、特定危険施設の安全規制に関する法から生じる原状回復義務である。この義務は1977年9月21日のデクレ第77-133号によって創設され<sup>(46)</sup>、2003年7月30日の法第2003-699号（バシュロ（Bachelot）法）及び2005年9月13日の同法適用デクレ<sup>(47)</sup>によって立法者に承認された。同法は、特定危険施設の最終利用者に対して、利用終了時に原状回復することを義務づけるものである<sup>(48)</sup>。行政判事・司法判事は、明確に、かかる公序に属する義務が強行的なものでもつばら最終利用者に課されることを確認している<sup>(49)</sup>。したがって、契約によって免れさせることは出来ないのである。ここから、——瑕疵担保責任の免責条項のような——物の管理自体に関する義務を免れさせるあらゆる条項は有効ではないことが明らかとなる。しかしそうはいつでも、買主に最終利用者の義務の履行のために生じる金銭的支出を負担させることを妨げるものはない。このような定めに従ったとしても、それはかかる費用を支出する契約上の義務に根拠をおいているのである。このことは、環境保護の観点からは無視できないことである。というのも、かかる金銭的な負担は、汚染除去の実効性に貢献するものであるからである。これがなければ、無資力の最終利用者は、自身に課された法律上の義務を履行することが出来ない。そうすると、環境に関するリスクを分配する義務は、付随的に環境に関するリスクを低減する義務でもあると考えられる。

(46) 1976年7月19日法第76-663号の施行である。

(47) 参照, F.-G. Trébulle, Sols pollués: évolutions du régime de la remise en état des sites d'exploitation d'installations classées, Dr. Env. 2005, n° 133, p. 262.

(48) ICPEについては、環境法典L. 512-12-1条が申告を、同L. 512-7-6条が登録を、そして同L. 512-6-1が許可を定めている。

(49) CE Alusuisse, 8 juillet 2005, n° 247976, Environnement 2005/10, comm. 67, p. 26, P. Trouilly ; JCP G. 2006.II.10001, FG Trébulle ; Cass. 3° civ., 16 mars 2005, JCP A 2005, 1195, note Ph. Billet-JCP G 2005, II, 10118, note F.-G. Trébulle; D. 2006, p. 50, note M. Boutonnet-Environnement 2005, note D. Gillig ; Cass. 3° civ., 2 avril 2008, n° 07-12.155 et n° 07-13.158, Sté Interfil France c. SCI du Réal : Env. mai 2008, comm. n° 83, p. 28, M. Boutonnet ; JCP G.II.10158, note B.

## 2 環境に関するリスクの低減

### (1) 環境に関するリスクの分配から低減へ

環境に関する給付義務とは、環境に関するリスクから生じる結果を誰が負担するかを決定して、これによって当事者の利益を保護しようとするものであるが、これに加えて、一定の契約当事者に、当事者の利害を超えて、環境に関するリスク自体を低減するための義務を負わせるような契約条項が増大していることに気づく。ここでは、一般利益の擁護に向けられた債務の客観化現象が見られるのであって、これが直近の現象として、どのようなものなのか判別し、その意義を評価する必要がある<sup>(50)</sup>。

### (2) 現象の判別

この判別作業は、かかる債務が法律ではなく意思を根拠としているだけに、さほど簡単ではない。かかる債務は、実務においては、契約自体や、企業がインターネット上で発信している発表している当該企業の売買契約約款（CGA）、企業の経営や持続可能な発展に関する報告書、さらには企業の社会的責任を推進する企業団体が発行する文書の閲覧などによって見出すことが出来る。このような経験的な調査によってのみ、[検討の対象となる]かかる債務の所在を明らかにし、その内容を決することが出来る。

### (3) 債務の所在

これらの債務の所在についてみると、これらの債務は中間消費の場合、すなわち環境に対して影響のある活動を行う企業とその取引先や下請け先との間の契約関係において本質的に見いだされる。これらの企業は、購買活動を、財や役務の提供契約、すなわち売買や請負契約によって行う。その際、企業は、契約の相手方に対して環境に関連する給付を命じるいわゆる環境条

Parance ; Cass. 3<sup>e</sup> civ., 3 novembre 2011, n<sup>o</sup> 10-14.986 et 10-30.549.

(50) かかる進展については M.-P. Blin-Franchomme, I. Desbarats, G. Jazottes et V. Vidalens, *Entreprise et développement durable*, Lamy Axe droit 2011, p. 145 s.

項ないし「持続可能な発展 (développement durable)」条項を付け加えることが出来る。かかる現象は重要なもので、新たな契約上の名称を生み出すまでになっている。すなわち、「持続可能な購買契約 (contrat d'achat durable)」である。

#### (4) 債務内容の決定

環境に関するリスクの低減に向けられた債務の内容については、場合によって異なりうる<sup>(51)</sup>。契約によって、取引業者に対して、自身が賛同するある種の環境保護的行動規範や、経済協力開発機構 (OCDE ; L'Organisation de Coopération et de Développement Économiques) [我が国では OECD の略称で呼ばれることが多い] が定める原則のような国際的な原則・憲章・条約を遵守するよう義務づけている企業もある。また、取引業者に対して、環境に関する現行の法令を遵守し、あるいは [未施行の法令を] しばしば先取りするだけでなく、かかる法令や、ISO26000のような自身が賛同する一定の ISO 規範に適合するようになる一定の基準の下で生産活動を行うよう義務づける企業もある。また、これ以外にも、次のような行動を取引業者に義務づけている企業もある。環境に対する悪影響を限定する形で活動を行うこと、買主に対して有用な環境に関わる情報を提供すること、EU の環境管理規定 (Emas) が定めるような、環境経営システムに加入することで環境に関する一定の運動を尊重すること、契約を履行するために、一定の品質保証がなされた、環境に配慮した製品を使用すること、環境にとって害悪をもたらす物質を含む製品を使用しないこと、等である。このような多様性の背後には、次のような区別が生じうるだろう。すなわち、その表明のされ方に明確さや精密さにおいて差はあるが、それを超えて、[義務の] 対象に二つのタイプがある。一つは、契約の目的物である製品ないし役務自体に関わる義務である。これはたとえば、取引業者に対して、環境にとって危険でない、

(51) 規範に関する詳細については、M. Boutonnet, Des obligations environnementales spéciales à l'obligation environnementale générale en droit des contrats, D. 2012, chron., p. 380.

あるいは一定の品質保証を有している製品を用いて役務を履行するように義務づける場合である。もう一つは、取引業者やその下請業者の行動に関わる義務である。これはたとえば、環境に関する法律を遵守し、一定の悪影響を低減することで環境に対する配慮を証明することの必要性を表明する条項が用いられる場合である。より精密に言えば、環境への配慮を一般的に義務づけるか、かかる配慮を特定化するかという違いが浮かび上がるのである。

#### (5) 評価

かかる多様性は、一定の脆弱性を隠しきれない。一方で、これらの規範的な効力については、契約に挿入されている以上、かかる義務はアプリアリに契約の拘束力の名の下で当事者によって尊重されなければならない。しかしさらに強調されるべきなのは、それらの義務の中には、当事者の契約への尊重を弱めるような曖昧で緩やかな中身のものがあることに加えて、その不履行が契約の解除を導くに十分に重大なものではないと判事が判断するものがありうるということである。これが当てはまるのは、製品や役務の環境に関わる品質についての義務〔違反〕の場合ではなく、取引業者の環境に関する行動という、より付随的な義務〔違反〕の場合である。また、このことは買主の契約への同意にとって決定的なものとも言えないから、契約責任を追求する途も同様に困難となる。しかし、これらの義務の尊重は、他の経済的・社会的要素によって促進されうるだろう。かかる義務が増大しているのは、企業の社会的責任という現象にその一因があることを忘れてはならない。ここでは、企業の名声が問題となっているのである。したがって、自身の環境保護的な行動について発表する際、企業は環境に関する義務を尊重することについて利害を有しているのである。

#### (6) 有用性

他方で、かかる義務の有用性についての疑問も生じる。それはとりわけ、多くの場合にはかかる義務がすでに法律に存在するものに何も付け加えるものではないからである。かかるこれらの義務は、たいていの場合、立法者に

よって命じられた行動を命じるものである。これは契約法においてよく知られた傾向に関わる問題である。すなわち、法律上の債務の契約化である。たとえば、取引業者やその下請け業者に環境に関する法律を遵守するよう命じる条項であるが、ここでの法律には、廃棄物や公害、汚染、特定危険施設に関する法がカバーされている。このことは、取引業者やその下請け業者に、環境に配慮した行動を行うよう仕向ける条項についても同様である。その背後に隠れているのは、[不法行為責任の原則規定である] 民法典1382条から生じる一般的な注意義務だけでなく、憲法的価値を有する環境に関する各種の原則及び権利、とりわけ環境への侵害を防止し保全する義務である。企業が採用するある種の行動準則を尊重するよう促す条項についてみると、かかる準則がもはや環境に関する立法〔の内容〕以上のものをもたらすものではない、という事実によって脆弱になっている。企業が尊重すべき国連グローバルコンパクト10原則の中には、「環境に関わる問題に直面して予防的アプローチを採り」〔原則7〕、また「環境分野でよりおおきな責任を負うことを促進するようイニシアチブを採る」〔原則8〕ことを企業に「促す」ものがある。環境に関する義務の契約化は、もはやフランスの法律に何かを付け加えるのではなく、アプリアリに蛇足的なものであることが明らかになっているのである。

### (7) ニュアンス

環境に関するリスクを低減するための行動を決定づける義務は、蛇足的なものであって、無用であると言わなければならない。必ずしもそうとは言えない。というのも、契約はここでは、必要な法律の尊重を念押しする意味での教育的役割<sup>(52)</sup>とともに、補完的、促進的役割を果たすからである。[まず]補完的というのは、他国における環境に関する立法の不存在・不十分さに対処するものであるからである。この場合、取引業者は、環境保護の分野でより規制の強い法律を遵守しなければならない。[また]促進的というのは、

(52) J. Rochfeld, La contractualisation des obligations légales, in Repenser le contrat, dir. G. Lewkowicz et M. Xifaras, Dalloz Méthodes du droit 2009, p. 264.

損害が発生する場合の不法行為責任を超えて、取引業者は契約責任を負い、あるいは契約上の義務の不履行の場合には契約関係を打ち切られることがあるからである。結局、契約外の環境に関する法律上の義務を契約に挿入することは、これらの義務への尊重を強化することになる。

## IV 結 論

本稿の最後に、以上の検討からは、次のような印象が導かれる。契約は、環境に関する情報提供義務と給付義務とを通じて、真の意味で、現存する各種利益の実り多い出会いの場となっている。一方で、環境に関する情報提供義務・給付各種の義務が、環境に関するリスクがもたらす金銭的・個人的利益を管理するという当事者の利害関係を反映したものであるとしても、他方で、かかる義務は環境保護、ひいては一般利益への貢献を表明するものである。しかし、これらの目的は複雑に入り組んでいる。当事者は、自身の利益を擁護することで、付随的に一般利益に貢献しているのである。その証拠として、汚染除去措置の実効性を導くリスク分配に関わる義務が挙げられる。また、当事者は、一般利益を擁護することで、自身の利益について気にかけることになる。その証拠として、法律上の根拠をも持つ、環境に配慮した行動を義務づける環境関連条項を遵守させることの経済的有用性が挙げられる。このように、環境に関する情報提供義務・給付義務の多様性と増大の背景には、契約が果たす主たる機能及び付随的機能の変化があり、かかる機能が揺れ動いているのである。